

R3 研修事業 研修事業

日 時・場 所	概 要
令和3年10月15日 (金) 13時30分～ 15時30分 五所川原市中央公民館	○西北五ブロック福祉オンブズマン養成講座 ※新型コロナウイルス感染予防の為、検温、消毒、マスク着用、 3密を避けるべく広い会場での開催 ①講 義 ・タイトル：福祉オンブズマンの必要性 ・講 師：弁護士 沼田 徹 氏 (NPO法人セーフティーネットあおもり理事長) ②契約施設からのご意見 ○福祉オンブズマンを受け入れたメリット・デメリット ○福祉オンブズマンに期待すること ○福祉オンブズマンに気を付けて欲しいこと等 ・ケアハウス 碧い風 施設長 藤田 早苗 氏 ・ケアハウス あじさい 施設長 寺田 幸正 氏 ・特別老人ホーム 青山荘 園長 館山 治彦 氏 参加者41名
令和3年10月30日 (土) 13時30分～ 15時00分 むつグランドホテル	○むつ下北ブロック福祉オンブズマン養成講座 ※新型コロナウイルス感染予防の為、検温、消毒、マスク着用、 3密を避けるべく広い会場での開催 ①講 演 ・タイトル：福祉オンブズマンの必要性 ・講 師：弁護士 沼田 徹 氏 (NPO法人セーフティーネットあおもり理事長) ②講 演 ・タイトル：釜臥荘とオンブズマン ・講 師：前釜臥荘施設長 長谷川 俊行 氏 参加者14名

※令和3年10月23日(土)13時から17時まで、青森市「アラスカ」で開催予定の「青森県福祉オンブズマンネットワークセミナー2021」は、新型コロナウイルス感染予防の為、中止となりました。

2021年度福祉オンブズマン養成講座レジメ

NPO法人セーフティネットあおもり理事長
弁護士 沼田 徹

「福祉オンブズマンの必要性」

第1 福祉オンブズマンとは

定期的施設を訪問し、施設における福祉サービス利用者から、意見・要望・苦情等を汲み上げ、利用者と施設の橋渡し役・パイプ役となつて、利用者の権利・利益を守り、福祉サービスの改善向上を図る。

糾弾するのでも、馴れ合うのでもなく。

第2 福祉オンブズマンの役割

- 1 利用者や家族からの要望・苦情等を受ける
- 2 利用者の「思い」を代弁する
- 3 日常的な状況を把握する
- 4 職員への支援
- 5 第三者として、しかし利用者の立場に立つ
- 6 「そこにいること」の意味

第3 福祉オンブズマンがなぜ必要か

施設は、支配－被支配、上下関係、権力的関係性が発生しやすい場である。

(1) 力の差（対等性の欠如）

利用者の交渉能力・権利主張の力の弱さ
情報の非対称性

(2) 施設選択の自由が保障されていない現実

施設を出て、行くところがあるか

(3) 施設の閉鎖性、密室化の危険

(4) 遠慮

「本気で苦情を言おうとしたら、施設を辞める覚悟でなくては」

第4 「権利擁護」について

1 個人の尊厳原理とは？

この世に生まれたひとりひとりが自分であることを尊んで、自分が自分でなくなることを恐れること。ひとりひとりが自分に一番いい生き方をするのを誰にも邪魔されないこと（「子どもにつたえる日本国憲法」・井上ひさし・講談社）。

2 「権利擁護」とは？

福祉サービス利用者本人が自らの意思を社会や援助者に出させるように支援すること（「臨床に必要な人権と権利擁護」・弘文堂）。

つまり、エンパワーメント（あなたが自分のために発言し、自分の人生に影響を与える決定に参画できるように力を付けること）の支援と言える。

3 問題解決の主体は当事者か、支援者か？

障害者権利条約12条は、障害者が法的能力の行使に必要な支援、すなわち合理的な配慮を求めることができる旨定める。これは、代行・代理決定の仕組みから支援付きの意思決定の仕組みへと転換したものである（自己決定の支援）。

判断能力の不十分な人について、支援付きの意思決定、支援された自己決定が実現されねばならない（障害当事者間で使われているスローガン「私たちのことを私たち抜きに決めないで」）。

4 ケアすることはコミュニケーションを絶やさない努力であること

利用者が誰かと繋がることの意味：自分の力を発揮し、願いを実現するために必要不可欠

サインをキャッチする力の重要性

5 重症心身障害をもつ人のエンパワーメント、意思決定支援とは？

Y氏からの無言の「問いかけ」

第5 当たり前の「権利」

障害者にとって大切にされてこなかった人間として基本的なことから

- 1 自分がやりたいことをはっきり言って、それを優先する権利
- 2 自分のやりたいことを人を使ってやり、それを自分でしたことにする権利
- 3 能力のある平等な人間として尊重される権利
- 4 危険を犯す権利
- 5 間違える権利
- 6 自分だけの考えを持つ権利
- 7 思うとおりに「はい」「いいえ」を言う権利
- 8 気持ちを変える権利
- 9 「わかりません」「できません」という権利
- 10 楽をする権利 からだを気持ちよくする権利

第6 当たり前の権利が奪われる背景

1 障害の「個人モデル・医学モデル」について

障害は個人が解決すべき問題か、社会が問われるべき問題か。

変わるべきはどちらか。何が変わるべきか。

機能回復か、権利か。

2 障害の「個人モデル・医学モデル」から「社会モデル・権利モデル」への転換について

障害者を変革の主体とするのが、障害者権利条約の立脚点。

「謙虚な心情に支えられた精神薄弱な人びとのあゆみは、どんなに遅々としていても、その存在そのものから世の中を明るくする光がでるのである。単純に私達はそう考える。精神薄弱な人びとが放つ

光は、まだ世を照らしてはいない。世の中にきらめいている目もくらむような文明の光輝のまえに、この人びとの放つ光は、あれどもなきがごとく、押しつぶされている。（中略）しかし私たちは、この人たちの放つ光を光としてうけとめる人びとの数を、この世にふやしてきた。異質の光をしっかりとみとめる人びとが、次第に多くなりつつある。人間のほんとうの平等と自由は、この光を光としてお互いに認め合うところにはじめて成り立つということにも、少しずつ気づきはじめてきた。」（「この子らを世の光に 糸賀一雄の思想と生涯」・京極高宣）

第7 「障害者」概念

1 （障害者基本法第2条 定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

2 （障害者基本法第4条 差別の禁止）

- ① 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ② 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 ある障害者の言葉

「この施設に居ると障害があることを忘れます。職員の対応に何か問題があると自分が障害者であることを思い出します。」

第8 施設が「全制的施設」（刑務所や強制収容所）にならないために

1 「全制的施設」の特徴（ゴッフマン）

- ① 生活の全てが同じ空間で一元管理されている。
- ② 一元管理の下で、プライバシーは存在しないか極端に軽視されている。
- ③ 毎日の全活動が決められたスケジュール通りにとり行われている。
- ④ 強制される全ての活動は、各施設の設置目的を遂行する意図で想定されている一貫した流れに基づき、計画されている。

集団管理と一括処遇

2 普通の施設が、「全制的施設」に成り下がってしまわないために何が必要か。

→ノーマライゼーションの原理

支援が必要な人も支援する人と同じような、1日、1週間、一生のノーマルな経験をしたたいし、その機会が提供されるべきである。支援される側のニーズに寄り添う支援が求められる。

3 障害者の権利条約と虐待防止

(条約第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由)

③ 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図したすべての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。

最後に

あなたを待っている利用者がいます。

知り合いが元気にしてるかなと会いに行くような気持ちで、その人への想像力や共感性を豊かに、施設を訪問して下さい。

それが、そよ風となって、施設に社会からの新鮮な空気を吹き込むことになります。

あなたの訪問が施設における利用者と職員の関係、職員間の変化を柔らかなものに変えていくことになります。

(参考文献)

- ・「権利擁護が支援を変える～セルフアドボカシーから虐待防止まで」
竹端寛・現代書館
- ・「臨床に必要な人権と権利擁護」・志田民吉編・弘文堂
- ・「ケアとは何か 看護・福祉で大事なこと」・村上靖彦著・中公新書
ほか

以上